

改正	昭和36年4月1日規則第30号	昭和37年2月9日規則第10号
	昭和41年4月15日規則第32号	昭和42年9月20日規則第71号
	昭和44年10月7日規則第95号	昭和47年10月31日規則第138号
	昭和55年9月10日規則第115号	昭和56年3月31日規則第41号
	昭和58年12月28日規則第91号	昭和59年3月31日規則第49号
	昭和61年3月31日規則第35号	平成元年1月13日規則第2号
	平成2年10月16日規則第66号	平成6年3月31日規則第115号
	平成7年3月31日規則第58号	平成8年12月24日規則第110号
	平成10年3月31日規則第52号	平成11年3月30日規則第25号
	平成11年12月28日規則第93号	平成12年3月31日規則第42号
	平成13年3月30日規則第40号	平成13年10月5日規則第115号
	平成15年3月20日規則第28号	平成17年12月27日規則第166号
	平成20年3月31日規則第10号	平成22年3月30日規則第41号
	平成24年7月6日規則第79号	平成28年3月29日規則第62号
	平成29年3月31日規則第54号	令和元年6月25日規則第15号
	令和4年1月25日規則第4号	令和5年12月12日規則第81号

美容師法施行細則をここに公布する。

美容師法施行細則

（事務の委任）

第1条 美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）及び美容師法施行条例（平成12年神奈川県条例第10号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の保健福祉事務所の管轄区域において移動して業を行う美容所に係るものを除く。）は、保健福祉事務所長に委任する。

- （1） 法第10条第2項の規定により、業務を停止すること。
- （2） 法第11条の規定により、美容所の開設、届出事項の変更及び廃止の届出を受理すること。
- （3） 法第12条の規定により、美容所の構造設備について検査し、及び確認すること。
- （4） 法第12条の2第2項の規定により、美容所の開設者の地位の承継の届出を受理すること。
- （5） 法第14条第1項の規定により、職員に美容所の立入検査をさせること。
- （6） 法第15条の規定により、美容所の閉鎖を命ずること。
- （7） 条例第2条ただし書の規定により、同条各号に掲げる措置によらないことについて、衛生上支障がないと認めること。
- （8） 条例第3条第4号の規定により、同条第1号から第3号までに掲げるもの以外の場合について、特に必要と認めること（出張して業務を行おうとする場所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合を除く。）。

追加〔昭和42年規則71号〕、一部改正〔昭和58年規則91号・平成8年110号・10年52号・12年42号・13年115号・15年28号・17年166号・20年10号・22年41号・29年54号〕

（開設届等）

第2条 法第11条第1項の規定による開設届は、第1号様式により開設地を管轄する保健福祉事務所長（2以上の保健福祉事務所の管轄区域において移動して業を行う場合は、知事。以下同じ。）に届け出なければならない。

- 2 保健福祉事務所長は、前項の届出があつたときは、その構造設備について検査し、その構造設備が法第13条に規定する措置を講ずるに適することを確認したときは、法第12条の規定により検査確認済証（第2号様式。以下「確認済証」という。）を交付し、美容所台帳に登録しなければならない。
- 3 美容所の開設者は、前項の確認済証を美容所の見易い場所に掲示しなければならない。

4 確認済証を破り、汚し、又は失った者は、確認済証再交付申請書（第4号様式）を所轄の保健福祉事務所に提出し再交付を受けることができる。

一部改正〔平成10年規則52号・12年42号・15年28号・20年10号・29年54号・令和4年4号〕
(変更届)

第3条 法第11条第2項の規定による変更届は、第5号様式により開設地を管轄する保健福祉事務所に届け出なければならない。

2 前項の届出において、当該届出に係る変更が美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第19条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に係るものであるときは確認済証を、同項第4号に掲げる事項に係るものであるときはその概要を記載した書類を添えなければならない。

3 保健福祉事務所長は、前項の規定により確認済証の提出があつたときは、これを書き換えて届出者に交付しなければならない。

全部改正〔平成8年規則110号〕、一部改正〔平成10年規則52号・12年42号・15年28号・20年10号〕

(廃止届)

第4条 法第11条第2項の規定による廃止届は、第6号様式により、確認済証を添えて開設地を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

追加〔平成8年規則110号〕、一部改正〔平成10年規則52号・12年42号・15年28号・20年10号〕

(承継届)

第5条 法第12条の2第2項の規定による地位承継届は、第7号様式により、確認済証及び法人の分割にあつては当該営業を承継したことを証明する書類を添えて、開設地を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

2 保健福祉事務所長は、前項の規定により提出された確認済証を書き換えて届出者に交付しなければならない。

追加〔平成8年規則110号〕、一部改正〔平成10年規則52号・12年42号・13年40号・15年28号・20年10号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔令和5年規則81号〕

2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第9条第2項の規定による調査に係る事務は、保健福祉事務所長に委任する。

追加〔令和5年規則81号〕

附 則（昭和36年4月1日規則第30号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、既に作成された（中略）改正前の美容師法施行細則第2条に規定する美容師名簿及び第18条第2項に規定する美容所台帳については、当分の間、なお、従前の例による。

附 則（昭和37年2月9日規則第10号）

この規則は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月15日規則第32号）

この規則は、昭和41年5月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月20日規則第71号）

1 この規則は、昭和42年10月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。

2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和44年10月7日規則第95号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際既に作成されている（中略）改正前の美容師法施行細則第18条第2項に規定する美容所台帳（中略）については、当分の間、なお従前の例による。

附 則（昭和47年10月31日規則第138号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年9月10日規則第115号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の美容師法施行細則で定める様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和56年3月31日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月28日規則第91号）

1 この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の美容師法施行細則で定める様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和59年3月31日規則第49号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第35号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

4 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律第19条の規定（次項において「改正規定」という。）による改正前の美容師法（次項において「旧法」という。）第4条第1項の規定による美容師試験に合格した者の合格証書、合格証明書の交付申請書及び合格証明書については、第2条の規定による改正前の美容師法施行細則第13条、第14条及び第21条の規定は、なおその効力を有する。

5 昭和59年1月1日から昭和61年3月31日までに行われた旧法第4条第1項の規定による美容師試験の学科試験に合格した者で、改正規定による改正後の美容師法第4条第5項に規定する美容師試験の実地試験を受けようとする者は、第2条の規定による改正後の美容師法施行細則第12条第2項の規定にかかわらず次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1） 第2条の規定による改正前の美容師法施行細則第12条第2項に規定する学科試験合格証明書の写し又は学科試験に合格したことが確認できる書類

（2） 写真（出願前6箇月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で縦5センチメートル、横4センチメートルのもの）

附 則（平成元年1月13日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年10月16日規則第66号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に実施した試験の合格証明書の交付申請書及び当該合格証明書の様式については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日規則第115号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定による証票等は、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年12月24日規則第110号）

- 1 この規則は、平成8年12月26日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成10年3月31日規則第52号）

改正 平成12年3月31日規則第42号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第4条第1項の实地習練を経ていないものの实地習練については、同項に規定する日までの間は、なお従前の例による。
 - 3 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

一部改正〔平成12年規則42号〕

附 則（平成11年3月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第42号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第40号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年10月5日規則第115号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月20日規則第28号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年12月27日規則第166号抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- （様式の作成に係る経過措置）
- 57 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年3月30日規則第41号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第79号）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月29日規則第62号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成29年3月31日規則第54号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年1月25日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月12日規則第81号）

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に営業の譲渡があった場合における開設届に係る改正前の第1号様式の規定の適用については、なお従前の例による。

第1号様式

（第2条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
（裏）

全部改正〔平成元年規則2号〕、一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・8年110号・10年52号・11年93号・12年42号・15年28号・20年10号・24年79号・28年62号・29年54号・令和元年15号・4年4号・5年81号〕

第2号様式

（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔昭和36年規則30号〕、一部改正〔昭和55年規則115号・58年91号・平成6年115号・8年110号・10年52号・11年25号・12年42号・15年28号・20年10号・29年54号・令和元年15号〕

第3号様式 削除

〔令和4年規則4号〕

第4号様式

（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔昭和36年規則30号〕、一部改正〔昭和55年規則115号・58年91号・平成6年115号・7年58号・8年110号・10年52号・11年25号・93号・12年42号・15年28号・20年10号・29年54号・令和元年15号〕

第5号様式

（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔昭和36年規則30号〕、一部改正〔昭和55年規則115号・58年91号・平成6年115号・7年58号・8年110号・10年52号・11年93号・12年42号・15年28号・20年10号・29年54号・令和元年15号〕

第6号様式

（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔昭和36年規則30号〕、一部改正〔昭和55年規則115号・58年91号・平成6年115号・7年58号・8年110号・10年52号・11年93号・12年42号・15年28号・20年10号・29年54号・令和元年15号〕

第7号様式

（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

追加〔平成8年規則110号〕、一部改正〔平成10年規則52号・11年93号・12年42号・13年40号・15年28号・20年10号・29年54号・令和元年15号・4年4号・5年81号〕